

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション
会合（第 6 回会合）
2014 年 7 月 30 日（水）
（14:00～16:00）
国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】

では、そろそろお時間でございますので、これより国際協力銀行及び日本貿易保険の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合の第6回会合を開催致します。本日は皆様、お忙しい中、お越し頂きまして誠にありがとうございます。私、JBIC 経営企画部の牛田と申します。本日も司会を務めさせていただきます。ひとつよろしくお願いを致します。本日の会合は前回に引き続きまして、個別論点に関わる議論を行わせて頂きます。本日は、前回積み残し、一部、JBIC/NEXI からお答えすべきことがございました項番 13 番、これからスタートをさせていただきます。14 番は議論を進めておりますので、項番 15 からまた開始をするということです。ただし、前回の会合の後に、NGO の皆様から、新たに提言を頂戴しております。その提言に関連する論点、その頂いた提言と、その提言に関連する論点については、次回以降にさせていただきますと考えております。

順番でちょっと紹介をしておきますと、13 からスタートして、14 が飛んで、15、16、これをまとめて議論をさせていただきます。次、17、18 は飛ばして、19 を議論致します。20 は追加、新しいお題ですので飛ばさせて頂いて、19 の後が、21、22、23 と進みます。24 が新しいテーマで、25 もそれに関連する項番でございますので、本日はスキップをさせていただきます、23 の後は、26、27、28 と続く予定でございます。

個別の論点の紙については、お入りになったところでお配りしておりますけれども、もし、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、後ろの方に置いてございますので、お取り頂ければと思います。本日の会合は4時までとしております。先ほど、ご紹介した順番で出来るところまで、議論をさせていただきますと思います。途中で時間がきた場合は、また残りのものは次回以降に回すということにさせていただきます。なお、次回以降につきましてはホームページでもご案内をしておりますけれども、8月7日木曜日、それから8月28日木曜日と、いずれも2時から4時までの予定としております。また、さらに、こちらはまだご案内をおりませんけれども、その次、9月3日水曜日、2時から4時ということで予定をしております。

では、早速、進みたいと思いますけれども、いつもの通りの連絡事項を冒頭のところで差し上げたいと思います。これまでの会合と同じでございますけれども、この会合の議事録は透明性確保の観点から、後日公開をさせていただきます。ただ、出席して頂いている皆様のプライバシーの観点もでございますので、映像や写真の撮影は控えて頂きたいと存じます。録音して頂くことは、結構でございますけれども、音声の公開は控えて頂きたいと存じます。皆様、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いを致します。では、まず JBIC/NEXI から前回以降の動き等について何かあればお願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。本日も、大変暑い中、多数、ご参加頂きましてありがとうございます。それでは、私のほうから、前回、7月14日に開催致しました第5回の

コンサルテーション会合以降の動きについてご報告をさせて頂きたいと思います。

まず、7月15日付けで産業界、業界団体様、5団体様連名で、論点整理に対するコメントを頂戴しております。続きまして7月16日付けで、NGOの熱帯林行動ネットワーク様から、重要な自然生息地等に関する提言を頂いております。そして、7月18日付けにて、これもNGOのJACSES様、FoE Japan様、それからメコンウォッチ様の連名で非自発的住民移転に関する提言を頂いております。これら頂きましたコメント、それから新たに追加で頂きました提言、これにつきましては、本日、お手元にお配りしております7月23日付けの「JBIC及びNEXIの環境社会配慮確認のためのガイドライン検討に係る論点整理」、こちらの方に反映をさせて頂いておるところでございます。これにつきましては、7月23日付けで私どものホームページの方にアップをさせて頂いております。

それと、第2回、第3回でJBIC、NEXIの実施状況確認に関する説明をさせて頂いておりますが、それに関するNGOから頂いております質問への回答ということで、今まで後日回答という扱いになっていたもの、それから追加で頂いた質問に対する回答につきましても、7月15日付けで私どものホームページに回答をアップさせて頂いておりますので、さらに追加のご質問ですとか、確認をしたい事項、ございましたら書面で頂きましても結構でございますし、また、個別に面談で話を聞きたいということであれば、いつでもJBIC/NEXIの方に言って頂ければ対応させて頂きたい、そのように考えております。

それと、第4回会合、7月3日に開催されたコンサルテーション会合でございますけれども、この議事録を7月25日付けでホームページの方にアップさせて頂きました。今日の午前中ですけれども、前回、第5回会合、7月14日開催でございますけれども、この議事録もアップさせて頂いておりますので、こちらのほうもご確認頂きたい、そのように考えています。それと、これは、本当に誠に申し訳ない、お詫びでございますけれども、JBICの実施状況確認のうち、現地実査の報告書につきましては、なんとか今日に間に合うように頑張っておったんですけども、誠に申し訳ないのですけども、力及ばずということで、なんとか次回までにはホームページの方にアップが出来るように作業を加速させて頂きたいと思いますので、その点、伏して、お詫び申し上げます。申し訳ございません。以上が、前回7月14日の第5回会合以降の動きでございます。

【司会】

はい。ありがとうございました。では、早速ですけれども、論点整理表に沿って、個別の論点について議論を行わせて頂こうかと思います。議論に入るにあたりまして、ご発言の際は、皆様、手をあげて頂いて、所属とお名前をお願い致します。匿名を希望される場合は、匿名でご発言頂いても結構でございます。議事録だけ匿名にしてくださいという場合は、それも対応可能ですので、その旨、仰って頂ければと存じます。それでは、進みたいと思いますけれども、前回通り、提言頂いたほうから趣旨説明を。項番13につきましては、趣旨説明を頂いておりますのでJBIC/NEXIから回答待ちとなっている項目についてご

発言頂きたいと思います。お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

はい。国際協力銀行の稲葉でございます。項番 13、プロジェクト実施前の現況値の公開について NGO のほうからご提言を頂いておりますけれども、前回、項番 11 と共に議論させて頂いておるテーマでございますけれども、この 13 につきましては、追加でご提言を頂いたということで、前回の時点では、他の ECA の対応状況について全て確認が完了していなかったということで、その後、他の ECA の対応状況を念のため確認させて頂いた結果を、この場を借りてご報告させて頂きたいという趣旨でございます。私ども、他の ECA ということで、アメリカの輸出入銀行、カナダの EDC、イギリスの UKEF、フランスの Coface、韓国の輸銀等のウェブサイトを確認させて頂きましたところ、現況値が既に環境基準値を上回っていることを、それぞれの ECA の環境レビュー結果に記載している事例は、私どもが見たところでは見つけることができなかったということでございます。ということで、他の ECA は実施前の現況値が基準値を超過している場合にその旨を公表していないということから、項番 11 と同様イコール・フットイングの観点から JBIC/NEXI のみがこれを行うことは困難であるということかと考えております。

従いまして項番 11 同様、基準値超過に係るレポーティングについて、OECD の ECG 事務局が公開する情報の内容に関する目線が、今後、ある程度、事例が積み上がって出来上がってくると思います。そういったものが、出来上がってきたところで、JBIC/NEXI としても、それを踏まえて公開する内容を検討していきたい。それからまた、将来 OECD の環境コモンアプローチ、これで各 ECA によるこういったデータの公表、これを義務付けるといったような改訂がなされた場合には、我々としても JBIC/NEXI の環境ガイドラインをそれに応じて修正をしていく、反映をしていくというふうなことを検討していきたいということでございます。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございました。先ほどのコメントについて、ご質問、追加のコメント等ございますでしょうか。それでは、次に進みたいと思います。項番 14 を飛ばしますので、15、16 ということでございます。これは類似でございますので合わせて議論をさせて頂こうかと思います。両方ともに NGO の皆様からの提言でございますので、まずは趣旨説明をお願い致します。

【JACSES 田辺様】

JACSES の田辺と申します。この項目は論点三つございまして、15 は実は 2 点に分かれていたんですが、そのうちの一つが JBIC/NEXI による事業者のモニタリング結果の公開というのが一つ。それから、二つ目としては JBIC/NEXI による JBIC/NEXI のモニタリング結果

の公開。それから項番 16 が、事業者による事業者のモニタリング結果の公開ということです。

現状と致しまして、最初の JBIC/NEXI による事業者のモニタリング結果の公開というのは、ガイドラインの第 1 部、JBIC でいう第 1 部にて、現地で公開されていれば公開という規定になっていて、実際の実施状況調査では、JBIC は 4 件、それから NEXI は 0 件という回答だったと理解しています。それから 2 番目の JBIC/NEXI による JBIC/NEXI モニタリング状況の公開というのは、公開要件というのは特になしと。それから 3 点目の事業者のモニタリング結果の公開というのは、ガイドライン第 2 部にて、公開を推奨しているというような理解でいます。ただ、現段階において、一部、実施状況中のモニタリング結果の公開というのはなされているのですが、まだまだ十分な説明責任が果たされていないのかなというふうに理解しています。NGO の提言の中には、サンロケダム等のモニタリング段階において、長期間に亘って、環境社会影響が適切に回避、緩和されていないという案件もございますので、さらなるこれらのモニタリング中の公開というのをお願いしたいというのが趣旨でございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。では、続きまして産業界の皆様からも、15、16 につきご意見を頂戴しております。趣旨、あるいは補足の説明等お願いを致します。はい、お願いします。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会平尾です。項番15、16とも同じコメントをしております。各国ECAで独自に行っているモニタリング結果、あるいは事業実施国で公開されていないモニタリング結果を、各国ECAが公開している状況ではないと思っております。JBIC/NEXIさんに支援して頂いている商業ベースのプロジェクトは、商業上の機密とか、いろんなものが含まれておりますので、他国ECAが行っていないような結果の公表をするということは、競争上、非常に問題があると思っております。15、16とも同じ意見でございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。続いて JBIC/NEXI の考え方ということでお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

はい、国際協力銀行の稲葉でございます。項番 15、16、モニタリング結果の公開の関係について JBIC/NEXI の考え方をご説明させて頂きたいと思えます。まず、モニタリングについては、実施主体が行うモニタリング、それと JBIC/NEXI が独自に行うモニタリングとに分けてお答えをさせて頂きたいと考えています。ECA 自身が行うモニタリング結果、これ

につきましては、他国 ECA も公表していないということでございますので、イコール・フットINGの観点からは、JBIC/NEXI が実施したモニタリング結果の公開は難しいのかなと、そのように考えております。他方、実施主体が行ったモニタリング結果、これについては先ほど、田辺さんのほうからモリファーがございましたが、現行環境ガイドライン、お手元にあられるかどうか分かりませんが、10 ページにおきまして、規定がございまして、「プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクト実施国で一般に公開されている範囲内で、本行ウェブサイト上で公開する」という規定がございまして、

この点につきましては、第 2 回会合で実施状況報告の中で申し上げた通り、また、お詫びをさせて頂いた通りなんですけれども、不十分であった、我々として不十分であった点があったというのは、我々も認識しておりますし、真摯に反省をしておりますのでございます。再発防止の観点から、このことが判明したのは、実は今年の 4 月なんですけれども、その時点で、行内、うちの銀行の中全体に周知を徹底致しまして、それで漏れがないか、洗い出し、洗い直しの作業を行った結果、該当する案件ということで 4 件についてモニタリング結果をホームページ上で公開させて頂いた。それからあと、同じく、今年の 4 月以降に承諾をした案件、これにつきましても、私どもの環境ガイドラインの一番最後、132 ページ、133 ページにモニタリングフォームというのが付いてるんですけれども、ここのフォーマットを一部追加して、モニタリング結果を公開しているかどうかというチェック欄を設けることによって、情報公開を行っているかどうかをチェック出来る仕組み、これを構築して漏れのないように、実施主体がモニタリング結果を情報公開しているかどうかというのが分かるように、かつ漏れがないようにチェックする仕組みというのを構築させて頂いておりまして、本日に至っているところでございます。それと、項番 16 についてでございますけれども、これも、私どもが調べたところ、他の国の ECA において、モニタリング結果の公開を実施主体に義務付けているところというのはございませでした。ということで、イコール・フットINGの観点から、モニタリング結果の公開を実施主体に義務付けることは、これも難しいのかなというふうに考えております。

ちなみになんですけれども、OECD のコモンアプローチにおいて、このモニタリングレポートというものの、モニタリングの結果の公開についてはどういう規定がされているかということをご紹介させて頂きますと、パラグラフ 34、環境コモンアプローチのパラグラフ 34 にモニタリングレポート、モニタリング結果の公開に関する規定がございまして、読み上げさせて頂きますと、「各 ECA は必要に応じて被影響住民およびその他適切なステークホルダーが環境社会影響に関するモニタリングレポートや関連文書にアクセス出来るように定期的に公開するようにプロジェクトスポンサーに奨励することとする」ということで、義務ではなくて、あくまでも ECA、JBIC/NEXI は、プロジェクト実施主体を奨励する、モニタリング結果を公開するように奨励する、そういう規定となっております。こういった規定も踏まえまして、私どもの現行の環境ガイドラインの 9 ページの、(2) の情報公開の時期と内容の第 1 パラグラフのところに、「本行はプロジェクト実施国における関係法令等を

踏まえつつ、借入人等を通じたプロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める。」そういう規定も、私ども、既に有しております。

こういった環境コモンアプローチの Paragraph 34 の規定ですとか、今既に私どものガイドラインの中に規定されている文言、こういうのを踏まえて、引き続き JBIC/NEXI としては、プロジェクト実施主体等にモニタリング結果の公開を働きかけていくということに尽きるのかなと思っております。NGO の方々からすると、その働きかけが足りないと、奨励の度合いが足りないというご批判もあろうかと思っておりますので、その辺りを、文章として残すべきだというご意見も、もしかしたらあろうかと思っております。仮に、そういったようなご要望があるのであれば、先ほど、ご紹介させて頂きました、今の環境ガイドラインの 10 ページのところのプロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクト実施国で一般に公開されている範囲内で本行ウェブサイト上で公開するという規定の補足と致しまして、FAQ において JBIC/NEXI は、OECD 環境コモンアプローチに基づき、必要に応じて被影響住民およびその他適切なステークホルダーが、環境社会影響に関するモニタリングレポートや、関連文書にアクセス出来るように定期的に公開するよう、プロジェクトスポンサーを奨励するというようなことを表明する、FAQ の中で書かせて頂くということは、検討可能かなと、そのように考えております。以上でございます。

【日本貿易保険 佐藤】

NEXI の佐藤でございます。先ほど、JBIC の稲葉さんの説明された通りでございますけれども、1 点だけ NEXI のほうから補足させて頂きますと、現地国で公開されている場合についての、その公開状況については NEXI についても、不十分であったという点がありまして、先ほど、やはり稲葉さんが申されましたモニタリングのフォームの最後の方に公開状況を追加して、しっかりとその公開状況を把握出来るような改善を図っているところでございます。以上でございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。先ほどの説明に対してご質問、コメント、はい、どうぞ。

【JACSES 田辺様】

JACSES の田辺です。JBIC/NEXI による結果の公開の奨励につきまして、ぜひ、FAQ への記載等を検討頂ければと思います。もう一点、事業者による事業者のモニタリング結果の公開という件に関しまして、1 点質問、コメントがありまして。IFC のパフォーマンススタンダード 1 の Paragraph 36 で、非影響住民へ定期的に報告というか情報提供するような規定が入っています。必ずしもここは、公開というふうには読めないんですけども、つまり定期的に住民とコミュニケーション取りなさいということは入っているわけですね。そのモ

モニタリング実施状況に関しまして、これを、うまくガイドラインの第2部に反映するような書きぶりにできないかどうかというところは、ぜひお願いしたいところでありまして。現行のガイドライン上だと、特に問題が生じている場合に、対応するといったところがあるのですが、そういったIFCの趣旨までは含まれていないのかなというふうに理解しております。

【司会】

はい、ありがとうございました。はい、先ほどの、ご提言というかご質問について。はい、お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

はい、今のIFCのパフォーマンススタンダードの関係でございますけれども。当然、我々もコモンアプローチ、それから、私どもの環境ガイドラインに基づき、IFCのパフォーマンススタンダードを適合性の確認するのに参照するプロジェクトについては、この点についてはちゃんとなされているかどうかというのは、確認をするし、今までも確認しておりますし、今後もしていくということだと思えます。IFCのパフォーマンススタンダードは、ちょっと、今、中身を確認しておりますけれども、仮に、先ほど、田辺さんがおっしゃったような内容が規定されているのであれば、そういうことをちゃんとやっているかどうかということ、定期的に、モニタリング結果について現地住民、ステークホルダーに対して、情報提供を行っているのかどうかということ、パフォーマンススタンダードに照らして確認をしていくということだと認識しております。パフォーマンススタンダードを適用する案件については、パフォーマンススタンダードの考え方をを用いるということは、もともとガイドラインの本文の中で書いているので、そこでみなすのかないうことに尽きるのかなと思うんですけども。

【司会】

はい、ありがとうございました。はい。続いてお願い致します。

【JACSES 田辺様】

なので、ぜひ、そのFAQに記載する際は、その辺りも含めて検討頂ければと。

【国際協力銀行 稲葉】

なるほど。分かりました。IFCのパフォーマンススタンダードの内容を改めて確認させて頂きまして、FAQにどういう形で落とし込めるのか、これは私どものほうで宿題として検討させて頂きます。そういうふうに思います。

【国際協力銀行 大島】

JBIC 大島でございます。今、稲葉からご説明させて頂いたように、IFCのパフォーマンススタンダードを適用している案件については、田辺さんが仰られたようなことが適切に図られるということを事前に、環境レビューの中で確認するようにしていると。ただ、実際、適切に、行われているか否かの確認までは、モニタリングフォームに落とし込めていませんので、事前のレビューの段階で事業者さんは行いますよね、行います。といったところまでの確認しています。

【司会】

はい、ありがとうございました。本件につきまして、ご質問、コメント等ございますでしょうか。ないようですので、では15、16これで終わりとさせていただきます。次、17、18が次回以降ということという扱いにさせていただきますので、項番19に進みたいと思います。19につきましては、NGOの皆様から頂戴している提言でございますので、趣旨の説明をお願いします。はい、お願いします。

【JACSES 田辺様】

JACSESの田辺です。19に関しましては、不可分一体事業への影響をきちんと見るべきではないかということでありまして、例えば、鉱山事業とアクセス道路とか港湾拡張の関係性であるとか、それから発電所と送電線の関係性等、一体的に運用されるのに影響を見ないということが対応して頂きたいということが趣旨でございます。この趣旨と致しましてはJBICのご返答頂いた点はカバーされているので、JBICのご提案の通り改訂を進めて頂ければなあというふうに考えております。ただ、その実際に、これは他の部分でもそうですけど、何かこの定義に反するような恣意的な運用というのも、ぜひとも回避して頂きたいというふうに思っております。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございました。続いて、産業界の皆様からの補足説明等ございましたらお願いを致します。はい、お願いします。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会の平尾です。今、事業に不可分一体のもの、例えば鉄道とか道路とかが建設される場合には、その部分についてもJBIC/NEXIの環境社会配慮確認がされていると認識しております。それから、今、NGOの方からもありましたけども、環境コモンアプローチ等が改訂されて、その内容に整合する改訂であれば産業界としてもそこに対して異論はございません。国際的なルール以上の確認とか、そういうようなことをするようなものでなければ、イコール・フットィングの原則が確保されるということであれば、見直しには産業界

としても異論はございません。

【司会】

はい、ありがとうございました。続いて、JBIC/NEXI の考え方、お願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

JBIC の稲葉でございます。項番 19 番、不可分一体事業の影響でございますけれども現行の環境ガイドライン、これの 13 ページの「検討する影響の範囲」の第 2 パラグラフに追加すべきというご提言を NGO のほうから頂いております。現行の環境ガイドライン上、「検討すべき影響の範囲」については、読み上げさせていただきますと、「プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲で、派生的・二次的な影響、累積的な影響も含む」というふうに 13 ページのところに規定されておまして、この派生的・二次的な影響、累積的な影響も含むということ、合理的と考えられる範囲内であるという条件が付いておりますけれども、実務面では現状においても確認してきているところでございます。

他方、今回 OECD の環境コモンアプローチ、これが改訂されました際に Associated facility の定義というのが新たに定められておまして、これについてはどういう定義になっているかと申しますと、「プロジェクトの構成要素ではないが、仮にプロジェクトがなければ建設もしくは拡張されなかった施設であり、パイヤーやスポンサーの関与の有無に関わらずプロジェクトの実効性が左右されるもの」という規定が追加されております。

同じく OECD の環境コモンアプローチのパラグラフ 15 におきまして、「各 ECA は必要な場合には建設時期および場所を考慮し、適切な環境基準をベンチマークとして、入手した情報をもとに、Associated facility の環境社会影響の可能性を評価する」という規定もございます。これらの OECD の環境コモンアプローチの改訂を踏まえまして、JBIC/NEXI の環境ガイドラインにおきましても Associated facility を追記することを検討したい、そのように考えています。具体的には先ほど、読み上げさせていただきました今のガイドラインの 13 ページのパラグラフ 2 のところの「合理的と考えられる範囲内で派生的・二次的な影響、累積的な影響」の後に、「不可分一体の施設 (Associated facility) の影響」というふうな文言を追加することによって、こうした Associated facility が含まれるような内容に改訂をしたい。

合わせまして FAQ におきまして、Associated facility の定義として、先ほどご紹介しました OECD の環境コモンアプローチの定義を記載することによって誤解が生じないように、産業界の方からすると、コモンアプローチ通りだということが分かるように、それから NGO の方からすると、Associated facility の定義があいまいなのはよろしくないというご意見だと思いますので、そこはコモンアプローチの定義を FAQ のところでもう 1 回述べていただくことによって、今後、誤解がないような運用が出来るようにさせて頂く、明確化を図

るということを考えておるところでございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。この件につきまして、コメント、質問等ございますでしょうか。はい。では、ないようですので次に進ませて頂きます。20番は新たに頂戴した提言でございますので今回は議論をせず、次回以降に回らせて頂きます。21番。項番21に進みたいと思います。NGOの皆様からのご提言でございますので、趣旨説明をお願い致します。

【JACSES 田辺様】

JACSESの田辺です。このポイントは二つございまして、まず労働安全についてですが、労働安全については、前回の改訂で影響のスコープに入って、それからその確認事項としてチェックリストに入っているということなのですが、具体的な何をどう確認するかという要件自体は第2部の方には書かれていないのかなというふうに理解しています。保安要員が住民の脅威を与えないように配慮するという等々のことについては、チェックリストには現行、入っているのですが、影響のスコープには明示されてはいないですし、具体的な要件というも第2部の方には含まれていないというふうに理解しています。私の理解では、この第2部の影響のスコープ、それから具体的に何をどう確認するかという第2部の中での具体的な要件、それからチェックリストという、この三つが、整合性を持って一つの一連のガイドラインと成せるのかなというふうに思っています。その三つの整合性を取って頂きたいというのが趣旨でございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。続きまして産業界の皆様からご意見頂戴しておりますので、背景説明等お願いを致します。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会平尾です。この項番についても、今、NGOの方からご指摘ありましたようにチェックリストで、確認されている事項だと思っております。個別チェックリストで、個別案件を確認するというふうな体制になっていることが、むしろ柔軟な対応を可能にしているのかなというふうに思っております。ただ、国際的な基準と同じような形で、このところをもし、チェックリストではない、本文と言いますか、で書くということであれば、そのイコール・フットィングの確保の中で、そういうふうなことを行うということについては、特段の異論はございません。

【司会】

はい、ありがとうございました。では JBIC/NEXI の考え方ということでお願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

はい、JBIC 稲葉でございます。項番 21、地域社会・労働者の安全・保安に関するご提言ということでございますが、保安要員、警備要員の利用につきましては、環境ガイドライン本文では、現在、記載はされてございませんが、先ほど、田辺さんからもご指摘がありました通り、チェックリストのところの労働環境、今、お手元に環境ガイドラインございましたら、後ろの方に付いております環境チェックリストを見て頂きたいと思うのですが、どの環境チェックリストを見て頂いても、「4. 社会環境（5）労働環境（労働安全を含む）」というところですね、 の「プロジェクトに関する警備要員が、プロジェクト関係者・地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられるか」という確認項目がございまして、ここで個別案件ごとに確認を行っていくというのが現状の運用となっています。

あともう一つ、我々としては考慮に入れなきゃいけないのは、パフォーマンススタンダード、IFC のパフォーマンススタンダードにおいて、この警備要員、保安要員について、どのような規定があるのか、これをまずは確認することが重要なのかなと思っております。ちなみに IFC パフォーマンススタンダードのパラグラフの 12 においては、「クライアントは、武器を含めた実力行使について警備要員を適切に教育すること。警備要員の行為等により影響を受けたコミュニティからの苦情受け付けシステムの設置をすること」というような規定がございまして、それとあと、同じく IFC のパフォーマンススタンダードのパラグラフ 13 におきまして、クライアントが政府、治安当局、ここで言うと恐らく軍とか、警察を念頭に置いていると思えますけど、「政府の治安当局の協力をクライアントが求めた場合、プロジェクトの実施主体が政府治安当局の協力を安全確保のために求める場合には、治安当局に対しセキュリティーアレンジメントを公開するようエンカレッジする」という規定がございまして。

これまでも IFC のパフォーマンススタンダードを適合確認の対象とする案件につきましては、今ご紹介したようなパラグラフ 12 ですとか、パラグラフ 13 の内容がちゃんと成されているかどうか、適合性を確認しているというのが今、我々がやっている状況でございます。NGO のほうから頂きました提言を踏まえまして、警備要員、保安要員の利用に伴う影響を社会影響の一要素と、我々も理解しておりますので、現在のガイドラインの 13 ページ、「検討する影響のスコープ」のパラグラフ 1 への追記、これを検討したいと思います。具体的にどういう追記をするかということですが、13 ページ、ございましたら開いて頂きたいのですが、このパラグラフ 1 でございます。パラグラフ 1 の「社会的関心事項」の後、括弧書きで例示がなされております、「非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症、労働環境（労働安全を含

む)等」というふうになっておりますけれども、例えばですけれども、この「労働環境(労働安全を含む)」の後に、「地域社会の衛生・安全・保安」というような文言、これは IFC のパフォーマンススタンダードと同じようなワーディングですけれども、これをここに追記をする。

それとあと、チェックリストにつきましても、IFC のパフォーマンススタンダードにおきましては、労働者の安全・衛生というのは、パフォーマンススタンダードの 2 の方に規定されております。一方、地域社会の衛生、安全、保安についてはパフォーマンススタンダードの 4 の方にそれぞれ規定されているということに倣いまして、今は、先ほどご紹介した通り、我々のチェックリスト上、「4、社会環境」の「(5)労働環境(労働安全を含む)」ということで、労働関係と、それから後、地域の関係というのをまとめて書かせて頂いてるのですが、ここについても、「地域社会の衛生・安全・保安」というのをこのところから切り出して、もうひとつ新しいカテゴリーを作るというようなことで、明確化を図ると。具体的には「(5)労働環境、(労働安全を含む)」いうところに ということ、警備要員関連の規定がありますけれども、この規定を、「(6)地域社会の衛生、安全、保安」というカテゴリーを新たに追加させて頂きまして、そちらの方に移すというようなことで、IFC のパフォーマンススタンダードとバランスの取れた、平仄の取れた扱いにするということも考えております。

それと、念のための補足でございますけれども、NGO の方からのご提言では、脅威を及ぼさないという結果を求めるような形となっておりますけれども、先ほど来、ご紹介しております IFC のパフォーマンススタンダードと同様、事業者による適切な配慮を求める書きぶりにするのが、OECD の環境コモンアプローチの精神を踏まえると、それからあと、IFC のパフォーマンススタンダードの規定を踏まえるということなのかなというふうに考えておりますので、先ほど言ったような修正を、「検討する影響のスコープ」のパラグラフ 1 への追記、それから、チェックリストの追加というような形で、まずは対応させて頂きたいというふうに考えております。

【司会】

はい、ありがとうございました。はい、ご質問、お願いします。

【JACSES 田辺様】

「検討する影響のスコープ」というのは、あくまでスコープで、その社会的影響をどう、今の言葉を借りると事業者の適切な配慮を求めることというのは、一言、やっぱりこの社会的影響のところに入っていないとまずいというふうに理解してまして。現状、その社会的合意及び社会的影響のところには、住民との協議とか、特に影響を受けやすい人々への配慮というのは書かれているんですが、この中に必ずしも、この中で読めない、今の労働者の安全とか、それから治安要員の適切な配慮といったところは読めないのではないかと

いうふうに理解しておりまして、ぜひ、ここにもきちっと書き込むことをお願いしたいと思っております。

【司会】

はい、ありがとうございました。はい、では、続けまして、お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

NEXI の佐藤でございます。田辺さんのご趣旨は、この第2部のところに、その内容だとか、求められる要件を記載したらどうかということかと思うんですけども、こちらのほうの中に書いてある内容は、田辺さんも仰ってましたけれども、非自発的住民移転だとか、先住民族だとか、もちろん社会的合意という広い意味での社会面ってというのはあるんですけども、影響が特に大きいものをここに記載しているという理解であります。我々のスコープとして書いてありますものは、もっとそれよりも広くて、非自発的住民移転や、先住民族に加えて、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利うんぬんというふうにあります。これが全部こちらの方に書いてあるわけではないんですけども、やっぱりチェックリストではチェックしているということがあります。こちらの本文のほうの第2部の記載に関しては、そういった大きな影響があるものという認識で書かせて頂ければなというふうに思っているところでございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。

【国際協力銀行 稲葉】

今の第2部の方への具体的な追記という話なんですけども、ちょっと私ども、まだ調べが足りてないので、他のECAがそれぞれのECAで今、ご要望のあったような社会的影響、地域社会の衛生・安全・保安について、どの程度規定をしているか、これをちょっと横並びで勉強させて頂いて、他の国でも、ECAでもそういうことを彼らのガイドラインの中でうたっているという事例があるのであれば、それにイコール・フットィングが確保される程度での検討というのは出来るのかなと思っております。そこは宿題として、他のECAのガイドラインをもう1回勉強させて頂いて、他の国のECAがどういう対応を取っているのかというのを確認させて頂いた上で、どういう対応を取れるのか検討させて頂きたい、そういうふうに考えておりますので、ちょっとこの場ではいったん預かりという形にさせて頂いてよろしいでしょうか。

【司会】

はい、ありがとうございました。追加でのご質問、コメント等。はい、ないようござ

いましたら、次、22 番に進みたいと思います。こちらは JBIC/NEXI からの提言でございますので趣旨の説明をお願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

JBIC の稲葉でございます。項番 22 でございますけれども、先般の OECD 環境コモンアプローチの改訂を踏まえました JBIC/NEXI からの提案でございます。OECD の環境コモンアプローチ改訂によりまして、公的輸出信用の申請に関与する適切な主体、これは輸出者だとか借入人だとか、プロジェクト実施主体ということだと思っておりますけれども。適切な主体の間で、『OECD 多国籍企業ガイドライン』が認識されるよう、OECD 参加国が促すことが追記されております。現行の環境ガイドラインでは、上記、今、申し上げたような『OECD 多国籍企業ガイドライン』に係る記載、これがないので、今回の OECD の環境コモンアプローチの改訂を踏まえた文言を環境ガイドラインの中に入れさせて頂くということで、具体的なワーディングにつきましては、コンサルテーションが一通り、最後の項番まで終わった後、JBIC/NEXI のほうで準備をさせていただきます環境ガイドラインの改訂案、こちらの文言を改めてご覧頂くということでお願いしたいなと、そのように考えております。

【司会】

はい、ありがとうございました。ご質問、コメント等ございますでしょうか。はい。お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワークの川上です。これ、非常に重要な内容だというふうに私は認識しております。結構、前からずっと、非常に、OECD の中でも重要だと考えられているようですし、人権問題というのが結構重要なコンポーネントとして入ってるというふうに私は認識していますので、その人権会というかですね、NGO の人権をやってるような NGO からそれなりの評価を受けてるようなので、ぜひ、どういう書き振りになるかっていうのは、重要なことだと思うんですけども、その辺で、ぜひ、ご要望なんですかね。企業向けのガイドラインになっているので、企業、この借入れをするような場合、ちゃんとこの辺を参照して活動していただきたいな。分かりません、どういうふうになるのか分かりないんですけども。これ、私は、全部はちゃんとまだコモンアプローチの文言をチェックしてないんですけども。そこで言われたようなことは網羅出来るような感じで入れて頂ければと思います。

【司会】

はい、ありがとうございました。追加でコメント等、お願い致します。

【国際協力銀行 松原】

はい、JBICの松原です。今のご指摘頂いた点ですけれども、OECDの環境コモンアプローチ上は、まさに今、おっしゃった通り、この『OECDの多国籍企業ガイドライン』というのは、企業、多国籍で活動する企業が守ることを推奨されるガイドラインということで作られておまして。コモンアプローチ上、これはコモンアプローチに参加して、OECDに参加している各国が約束しているものでございますので、どう書いてあるかと申しますと、その『OECDの多国籍企業ガイドライン』が、適切な当事者の中で、きちんと認知されるということを参加国としてはプロモートするというふうな書き方をしております。ですので、これ日本国政府としても、このコモンアプローチ上の約束した主体となっております、JBIC/NEXIは、その意味では、そのものの主体ではないんですけれども、それに協力する形になっていると。実際に、JBIC/NEXIのホームページであるとか、あるいは日本ですと外務省、経産省といった省庁がありますけれども、ホームページご覧頂きますと、『OECDの多国籍企業ガイドライン』の関係で、ナショナルコンタクトポイントというのが定めることになっているので、それはうちですよということが政府のほうのホームページに書いてございます。

そういったことは既に成されているというのが現状で、我々、今やろうとしているのは、ガイドラインの中で、JBIC/NEXIは、『OECDの多国籍企業ガイドライン』をきちんと事業実施主体の方が順守するという言い方はしてないですし、コモンアプローチでもしてないんですけれども、きちっと認識してするように、我々としても奨励するというのか、促すというか分かりませんが、そういったような書きぶりをするのかなというふうに思っています。ちょっと文面は、まだ先ほど、稲葉が申し上げたように詰めておりませんが、おおよそ、コモンアプローチに書いてあることを、我々のガイドラインも取り込んでいくというのが基本的な思想でございます。

【国際協力銀行 大島】

JBIC大島でございます。今、一点、松原から説明させて頂いたナショナルコンタクトポイントについて補足説明をさせて頂きたいんですけれども、具体的に我々が環境レビューを行う際に、何をを行っているかと申しますと、各国にこのナショナルコンタクトポイントというのがございまして、日本においては外務省、厚労省、経産省の3省で構成された窓口があるんですけども、似たような存在が各国にありますと。その各国から発出されたステートメント、そこに我々が、出融資をしようとしている企業について、何らかのステートメントが出されてないかというのを1件ごとに確認していくという作業を現状でも行っています。こういった点も、これはコモンアプローチに規定されていることなんですけども、新たなガイドラインでは規定していくということを検討するというところでございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。ご質問、コメント等ございますでしょうか。では、次の項番に進ませて頂きまして。23番でございます。NGOの皆様から頂いておる提言でございます。趣旨説明をお願いします。はい。

【JACSES 田辺様】

JACSESの田辺です。まずこの点は、IFCにおいてサプライチェーンの輸出マネジメントを強化するような趣旨の改訂がなされまして、その改訂を反映していくべきではないかというところで提案させて頂きました。JBICご指摘の通り、必ずしも第三者認証を義務化というのは仰る通りかなと思いますので、その趣旨、それを前提に、サプライチェーンの影響が及ばないように、その評価の体制を整備するといった趣旨をガイドラインにきちんと書き込んで頂きたいというところでございます。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございました。項番23につきましては、産業界の皆様からもご意見を頂いております。補足説明等ございましたら、お願いを致します。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会平尾です。ここに書いてある通りなんですけども、現状、他国ECAでこういった地域から農地産品の調達に関して、第三者による認証の取得を義務付けられているようなECAはないと認識しております。そういうふうな中で、JBIC/NEXIのガイドラインに本規定を盛り込むことは、イコール・フットィングの観点から非常に問題があると思っております。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございました。続いてJBIC/NEXIの考え方をお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。先ほど田辺さんからもご説明がございましたが、IFCのパフォーマンススタンダード6のパラグラフ30、この部分はいくまでも第三者認証を取得しなければならないという義務を定めているものではなくて、システムの中で、一つの方法として、第三者認証ということも活用出来るというような位置づけでの規定というふうに、私ども認識しております。従いまして、IFCのパフォーマンススタンダードを適合確認に使う対象の案件、これについてはそういう観点から、環境社会配慮の確認をこれまでしてきておりますし、今後もしていくということに尽きるのかなと思っております。ということで環境ガイドラインの中にご要望頂いているような第三者による認証を取得しなければならないという義務的な書き方で書くのはIFCのパフォーマンススタンダードの

規定よりもかなり踏み込んだ内容にもなりますし、他国とのイコール・フットイングが確保できなくなるという産業界様からのご懸念もごもっともだと思いますので、ちょっと残念ながら難しいのかなというふうに考えているところでございます。

ちなみに、環境コモンアプローチ、OECDの環境コモンアプローチにおいて、このサプライチェーンの問題ってというのは、どういう扱いになっているかと言うと、定期報告や情報交換を通じて、継続的に経験の蓄積を図ることとするものということで、先ほど、別の項番で取り上げられました Associated facility とこのサプライチェーンというのが、例示として、今後蓄積を OECD、各 ECA の間で積み上げていきたいと思いますという位置づけとなっております。それからあと、他の ECA の環境ガイドライン等もちょっと見てみたんですけども、サプライチェーンについて、明示的な規定を有する ECA は、私どもが調べた限りではございませんでした。ただし、将来、OECD の環境コモンアプローチだとか、IFC のパフォーマンススタンダードが改正されて、第三者認証が義務付けられるようになった場合には、JBIC/NEXI にも環境ガイドラインに反映することになるのかと思いますけれども、いずれにしても時期尚早ということで、現時点では第三者認証ということの取得を義務付けることは難しい、そのように考えております。

【司会】

はい、ありがとうございました。コメント、ご質問等、はい、お願いします。

【JACSES 田辺様】

コモンアプローチの状況、およびその他 ECA の状況というのは、理解できました。この点は、ガイドラインに書く、書かないかという点ももちろんなんですけど、サプライチェーンへの影響そのものをきちんと見ていくということは、非常に、今の金融の流れの潮流となっておりますので、ぜひ、JBIC の中でもポジティブな方向でやって頂ければというふうに思っております。

【司会】

はい、お願いします。

【国際協力銀行 大島】

はい、JBIC 大島でございます。今、稲葉からご説明させて頂いた OECD の中でも経験の蓄積の中に、二つ、サプライチェーンと Associated facility というのが上がっておるんですけども、各国 ECA ともこのサプライチェーン、Associated facility の評価というのは非常に難しい課題ということで認識が図られております。というのも、我々、よくレバレッジ、レバレッジという言葉を使うんですけども、要はお金を貸し出す先については、それをテコにして、いろいろな情報を取ってくるのが可能なんですけれども、お金を貸し出

さない先の情報については、ベストエフォートベースで、取れる範囲で取っていきましょうというのが今の OECD の環境実務者会合の中で共有されている一般的な共通事項と認識しておりますので、もちろん、今、田辺さんがおっしゃったように善処はしていくんですけども、なかなか難しい課題であるというところをご理解頂ければと思っております。

【国際協力銀行 稲葉】

一点補足でございますけれども、IFCのパフォーマンススタンダード1のパラグラフ10というのがございまして、ここにサプライチェーンの話も書かれておるんですけども、クライアントが調達先に対する影響力を行使出来る場合に限り、リスク影響評価プロセスによる、1次サプライチェーンのリスク影響を考慮するという規定がありますので、今、大島が申し上げた通り、レバレッジが、効かせることが出来る場合には、そういったことを考慮するという点も考えなきゃいけないのかなというふうに思っております。

【国際協力銀行 松原】

JBIC 松原です。今、大島からコモンアプローチとレバレッジの話が出たので、ここの論点ではなく、先ほどあった Associated facility の論点ですけども、これについてもレバレッジが重要だということを申し上げました。実際、コモンアプローチでは、Associated facility というのは、環境影響の評価のスコープに入ったんですが、ただ、ここについては国際基準やベンチマークというのはまさに、ベストエフォートベースですね。なので、その意味ではプロジェクト本体とは少し違う扱いになっていて、実際、我々も、まさに大島が申し上げたように、お金を貸し出す先との関係では、まさに密にコミュニケーションしますし、この環境以外のモニタリングっていうのをやりますので、そういった意味で、日々、情報交換出来るんですけども、そこを外れて、事業実施主体のコントロールの外にあるものっていうのは、結構、苦戦する、難しいことが実態として多いということで。今の出た2点というのは、今後、よりディベロップされていくと思うんですが、まだ、発展途上であるということは言えるのかなというふうに思います。

【司会】

はい、ありがとうございました。これにつきましてコメント、質問等ございますでしょうか。はい。大丈夫そうでございますので、23を終わりに致しまして、次、24が新しいテーマでございまして、項番25も24と合わせて議論をさせて頂きたいと思っております。従いまして、この二つ飛ばしまして26に進ませて頂きます。項番26、NGOの皆様から頂いた提言でございますので、趣旨説明をお願い致します。

【JACSES 田辺様】

JACSES の田辺です。先住民族への影響については、前回の改訂時にも議論させて頂いて、十分な情報が提供された上での自由な事前の合意というのを、現行ガイドラインでは、必ずしもこれを得るという形にはなっていて、それが要件、義務化はされていなかったというふうに理解しております。ただ、その後、IFC のほうで改訂があり、それを義務化するような動きがありましたので、それを反映して頂きたいということで、JBIC のご提案の、ご回答の通りでよいのかなというふうに思っております。

【司会】

はい、ありがとうございます。産業界の皆様から、ご意見頂いておりますので、補足説明等、お願いを致します。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会平尾です。JBIC/NEXI さんの環境社会配慮確認というのは、現地の法令等に基づいて実施されているというところを確認するということだと思いますが、現地の法制等が、先住民族に限らず、全てのものだと思いますが、十分、国際基準に比べて十分じゃない場合には、国際基準に沿った確認が行われているものと認識しております。例えば、先住民族の件にしても、IFC のパフォーマンススタンダード等を参照するような形を取ること、各案件ごとに異なる状況に応じた柔軟な対応が可能になると認識しております。他方、パフォーマンススタンダード等の改訂に沿って、直すということであれば、JBIC/NEXI さんの論点の二つ目のポツにあるように、この FPIC っていうのは非常に定義が難しいっていうか、いろんな複雑な要素があると思いますので、この辺も考慮して、うまく回らないような定義にはすることのないようにご配慮頂きたいというふうに思っています。

【司会】

はい、ありがとうございました。では JBIC/NEXI の考え方、お願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。項番 26 についてでございますけれども、従来は現行の JBIC/NEXI の環境ガイドラインにある通り、先住民族への十分な情報が提供された上での自由な事前な協議ということで、英語で言うところの「Free, prior and informed consultation (FPIC)」が、これが国際的にも求められていたわけですが、IFC のパフォーマンススタンダードが改訂されまして、「FPIC」、頭文字は同じなんですけれども、「Free, prior and informed consent」ということで、最後の C が Consultation から Consent に変わったという改訂がなされております。それから、現在、改訂手続き中の世銀のセーフガードポリシー、これにおきましても同様の方向で改訂されるやに、私ども聞いておりますので、それと平仄を合わせよう形で JBIC/NEXI の環境ガイドラインも修正をする必要があるのかな、

そのように考えております。

一方、先ほど産業界の方からもコメントがございましたが IFC のパフォーマンススタンダードの 7 のパラグラフ 12、ここにおきまして、この FPIC の定義については、いまだ確立されていないというような規定がございます。それと、FPIC は、全員の合意を必要とするものではなく、コミュニティの中の個人やグループが明示的に反対している場合でも達成されるとの記載もなされておる。それからあと、同じくパフォーマンススタンダードの 7 のパラグラフ 13 から 17 におきまして、この FPIC を求める場合については、先住民族固有の権利等に影響が及ぶ場合に限るといったような規定もございます。先ほど申し上げた JBIC/NEXI の環境ガイドラインの修正を行うにあたりましては、このような IFC のパフォーマンススタンダードの規定にも留意しつつ、修正を行う必要があるのかな、そのように考えております。

【司会】

はい、ありがとうございます。これにつきまして、項番 26 でございますけれども、ご質問、コメント等ございますでしょうか。はい、お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワークの川上です。方向性というか、それはぜひ、やって頂くということなんですけども。最後の、確かに FPIC はそういう意味では、完全にこれですみたいな決まってるというわけではないんですけども、徐々に、いろんなところで実施されているんで、実際、やっぱり Consultation だけで駄目で、Consent になっているという動きがあるくらい注目度が高くてやっているんで、その辺を見ながら、外れないようにやって頂くということと、個人は、確かに、これ自体は集団的な、どっちかと言うと意思決定なので、を重視してるんで、確かに、その中で個人が反対していても、その集団としての意識決定があれば、確かにオッケーっていうのは、そうなんですけども。

問題は、ここは、IFC のところはあんまり詳しくは書いてないんですけども、要するに、その集団の決定自体が、結構正当性が問われるようなケースも、まあ、ありまして。つまり集団的には、形式的には、その人が決めましたという場合でも、実はコミュニティの中での代表制の正当性が疑われるようなケースがあって、結構、もめちゃうと、往々にしてあるんですね。要するにトップで、村長的な人なんだけど、いろいろ接待とか受けちゃって、その人だけ浮いて、オッケー出しちゃうんだけど、実はコミュニティからの正当な、ちゃんとした手続きを経ていないでやっちゃうというのは結構あるんですね。それは、やっぱり FPIC 的に見ると、集団としてのオッケー出してませんよねという意味では正当性が失われていると。形式的はどうかなんだけど、形式的には実質的な Consent になってませんね、集団としては。みたいなことを、結構、あるので。それは単に集団的な決定ではあるんですけども、その集団としての正当性については、ちゃんと見ないとややこしいこと

になっちゃうので、そんなことに巻き込まれないようなチェックポイントというか、FPICを実施する上でのガイドラインっていうか、結構、いろんなところに出てきているので、それをぜひ、読んで頂いて、理解を広めて頂きたいというのがコメントで。

あとは、その特に先住民の権利というところで特定されているということなんですけど、それはIFCの方にも書かれている、これはUNのDRIP(Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)にも書いてありますし、歴史を経て、こういうのは特に先住民の権利は重要ですよということでピックアップされているので、最低これは、もう重要ですよということで、これは結構、説明されているので、ぜひ、実態的にJBICのガイドラインの中にも運用出来るような形で動かして頂ければと思います。

【司会】

はい、ありがとうございました。受けまして、はい、お願いします。

【国際協力銀行 大島】

JBICの大島でございます。今、川上様がおっしゃったポイントについては、もちろんガイドラインに記載するというよりは、実態面のところで配慮するよという趣旨だと思いますけれども、我々もそういった点が起こらないように可能な範囲、環境レベルの段階で見ていく対応を取らして頂くということでございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。26番、他にコメント、ご質問等ございますでしょうか。よろしうであれば、次、進みたいと思います。27、それから28でございますけれども類似の項目でございますので合わせて議論をさせて頂きたいと思います。27番、28番共にNGOの皆様から頂戴をしているご意見でございますので趣旨説明をお願い致します。はい、お願いします。

【JACSES 田辺様】

JACSESの田辺です。まず、提案と致しましては、この影響のスコープに人権状況を明記するということと、それから具体的な人権影響の配慮規定を第2部に含めるべきという2点でございます。提案の中では一般的な国の人権状況へのところも含むという趣旨で書かせて頂きましたが、いろんな参照規定がプロジェクトに関係する人権状況ということですので、そのプロジェクトに関係する人権状況という前提で進めさせて頂ければと思っております。二つ目として、まず、その環境コモンアプローチではご指摘の通り、人権デューデリジェンスの方法等は検討課題になっているものの、コモンアプローチの中での目的とか、それから社会配慮のスコープの定義の中には、この人権というのが入っておりますので、少なくとも人権へのスコープへの影響のスコープに人権を入れるというこ

とは、環境コモンアプローチ上、なんら、障害がないのかなというふうに考えております。

それから IFC とか、赤道原則のほうでは、この人権状況を確認するということが、しっかりと織り込まれていまして。IFC のほうで詳細なツール等も用意しておりますので、この ECA はこれから検討するということになっておりますが、IFC とか民間銀行の方がややリードしているというふうに理解しています。それから、4 点目としましては、現行のガイドラインで、明確にカバーされていない人権に関する項目として、一つは、先ほどの繰り返しの部分もありますけど、例えば労働者の人権とか安全、それから健康の具体的な規定、それから児童労働とか強制労働の禁止等、これはコモンアプローチの方にも明記されている点でございます。それから、住民の人権として、その住民の健康とか、それから安全に関する規定、それから表現の自由の確保といった辺りは、先ほどの保安要員の話との重なりも、部分的にはあるんですが、必ずしも明記がされていない点じゃないかなというふうに理解しておりますので、この具体的な、仰る通り、具体的な方法等についての検討というのは、今後であるとは思いますが、影響のスコップ等にまず入れることは、少なくとも可能ではないかなというふうに理解しています。

【司会】

はい、ありがとうございます。27 番、28 番につきましては、産業界の皆様からのご意見を頂いております。補足説明等お願い致します。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会平尾です。まず現行のガイドラインにおいても、社会面を含めた人権等を含む、社会面を含めた配慮の確認というのはされているとは思っております。それから今回というか前回の OECD の環境コモンアプローチの改訂で、気候変動と人権が追加されたというのは承知しておりますけども、人権っていうのは非常に広い概念でありますので、コモンアプローチにあるように Project related human rights としてすべきだと考えております。プロジェクト実施主体が対応出来るような範囲での人権ということに限るべきだと思っております。それから、具体的な方法については OECD でもさらに議論を重ねるということでありますので、その討議も踏まえた改訂にして頂きたいというのが産業界の意見です。

【司会】

はい、ありがとうございます。では続きまして JBIC/NEXI の考え方をお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

はい。国際協力銀行の稲葉でございます。項番 27、28、人権に関わるご提言でございますけれども、現行の環境ガイドラインで人権についてどういう規定をしているかということをご存じの点も多いかもしれませんが、ご紹介をさせて頂きたいと思

ます。まず、1ページ目の前書きのところでございますけれども、第1パラグラフの最後のところですが、「環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重、他の社会面を含む環境に配慮することを言う」ということで、人権についてもリファアをしております。人権の尊重は社会面の重要な一部ということで、実務的にも人権面の確認を行っているところでもあります。あともう一つ、JBIC/NEXIとして確認を行うべき対象でございますけれども、これについては広範な相手国内とかプロジェクト対象地域というような人権ではなくて、OECDの環境コモンアプローチの概念により、新たに追記はされておりますけれども、その表記ぶりである「Project related human rights impacts」、これを我々として確認すべき対象にするのかなというふうに考えております。同じく、IFCの環境・社会持続可能性に関する政策のパラグラフ12におきましても、「事業が直面する人権」というふうに対象が限定されていることをご紹介させていただきます。

それでプロジェクトに関する人権への配慮というのは、我々としても重要であるというふうに考えておまして、既に、私どもの現行の環境ガイドラインの13ページ、「検討する影響のスコープ」、13ページですけれども、におきましてもプロジェクトに関連する具体例の多くの内容をカバーしているものというふうに認識しております。ここに社会的関心事項の中に非自発的住民移転、他、具体例ということで対象となる人権が列記されておりますけれども、一応、具体例の多くの内容はカバーしているというふうに認識しております。それとあと、前回、5年前の環境ガイドライン改訂のときに、作成いたしましたFAQにおいても、「環境ガイドラインでは人権について、どのように扱っていますか」という問いに対して、「環境ガイドラインにおいて、社会環境への配慮も重要な要素の一つと位置づけられており、人権については、この社会環境の1項目として確認することとなっております。他方、人権という概念は広く、国家全体に関するものから、個別プロジェクトに関するものまで多岐に亘ります。JBICの環境ガイドラインは、JBICの関わる個別プロジェクトの環境社会への影響を検討するためのものであり、個別プロジェクトレベルで具体的に対応ができ、JBICとしても判断基準がより明確なものに限って、人権の側面を確認するという考え方を取っています。この考え方に基づいて、環境ガイドラインでは確認すべき事項を明確化しています。具体的には非自発的住民移転、先住民族の権利、女性や子ども等、社会的弱者への配慮というものはプロジェクトレベルにおいても、検討が可能であることから、これを第2部、1ポツの対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の中に盛り込んでいます。なお、国家レベルで対処すべき人権については、環境ガイドラインで扱うのではなく、外交等、政策レベルで対応することが望ましいと考えています」というような答えをFAQにもものつけさせて頂いているところでございます。

先ほど、田辺さんからのご発言がございましたけれどもOECDの環境コモンアプローチも人権に関する基準とか、審査ツール、これについては、さらに検討を重ねていくという規定となっております。現在、まさに、この後の項番に出てきます、温室効果ガスの話と並んで、OECDの中で議論が進められているところでございます。JBIC/NEXIと致しまし

ても、OECD の議論の帰趨、これを見守っているところということでございまして、現時点で環境ガイドラインの「検討する影響のスコープ」に人権を追記するということは、今の時点では時期尚早なのかなというふうに考えているところでございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。JBIC/NEXI の考え方につきましてご意見、ご質問、コメント等、はい、お願い致します。

【JACSES 田辺様】

環境からコモンアプローチの中で、社会影響のスコープとして上げられていて、明確にここで人権ということが書いてあるにも関わらず、JBIC のほうで、これを一部の関連するという項目だけをあげて、人権というふうに言わないでおいでというところの、このギャップをきちんと説明できていないような気がしていて、従来から環境コモンアプローチとのギャップという議論をさせて頂いていて、環境コモンアプローチに書いてあることはきちんとやりましょうという話を何度も、この場で頂いているので、この点だけ、なぜか環境コモンアプローチに書いてあるのに、それはちょっとまだっていう話になっていくのはなぜなのかなというところですが。

【司会】

はい、お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

はい、JBIC の稲葉です。どうもありがとうございます。今のご質問の点ですけれども、これまで議論した他の項目の部分と、本件、この人権、それとこの次の項番以降の地球温暖化ガスの関係、これについては、項目としては今回の環境コモンアプローチ、OECD の環境コモンアプローチの中で新たに含まれたものですが、その詳細については、まさに、専門家会合等で OECD の中でも喧々諤々の議論がされているところで、まだ、きちっとしたものが見えてないというふうに、私ども認識しておりまして、ここで例示しているような非自発的住民移転だとか、先住民族だとか、文化遺産といったようなものと比べると、まだ OECD の中でもコンセンサスが取れていない分野なのかなというふうに考えています。これは、次の項番の地球温暖化ガス、気候変動の問題等も同じ性質を持つものなんですけれども、どうしても、NGO の方として、この 13 ページのところの「検討する影響のスコープ」の社会的関心事項のところの括弧内に人権という言葉、言葉だけでも入れてくれと、他のこと、人権の基準だとか、審査のツールとかっていうのは、繰り返しになりますけど、今、まさに OECD のほうで議論が進んでいるので、ちょっとそこについての踏み込んだことを、我々がガイドラインの中で書くっていうのは、ちょっと先走り過ぎというか、時期尚

早だと思しますので、その辺、どうバランスを取るかというところで、我々もちょっと悩んじゃうのかなと思っています。それで一つあり得る、ギリギリの対応としては、確かに、ご指摘の通り、今回この環境コモンアプローチということで、改訂の中でパラグラフ 10 のところに potential social impact という形で、例示がされているわけなんですけども、パラグラフ 10 がどういう規定になっているかというと、「労働環境、地域社会の衛生、安全、保安、非自発的住民移転、先住民族、文化遺産および『強制労働、児童労働、生命に関わる労働衛生・労働安全などのプロジェクトに関する人権』」っていうのが、potential social impact っていう形で今回、環境コモンアプローチに定義をされているわけでございます。

一つあるとしたら、今、ここで、今の環境ガイドラインのページ 13 の「検討する影響のスコープ」第 1 パラグラフの社会的関心事項のところを、この定義に置き換えてしまう、ただし、人権のところについてはまだ、審査のツールだとか、基準だとかっていうものが議論されているところなので、具体的に人権についての具体的な中身については、OECD での議論を、結果を見守ることとして、そちらのほうで結論が出て、コモンアプローチ等に明確な規定等が出た場合には、我々の環境ガイドラインに反映することとしますというような注意書きを振るなり、FAQ に落とすなりという対応が、ギリギリ出来る精いっぱいのところかなというように、ちょっと、なかなか知恵がないんですけども、あるのかなと思ってまして、それであれば産業界の方のご懸念、イコール・フットイングの確保、OECD の環境コモンアプローチを超えた対応は困るというご要望とギリギリバランスが取れる対応なのかなというふうに考えている次第でございます。

【国際協力銀行 松原】

JBIC 松原です。今、稲葉が申し上げた実際、実質的に、なぜ、我々、これを入れることについて、少し躊躇しているかというご説明なんですけども、技術的というか、形の上でのご説明として 2 点ほどご説明させていただきます。一つは、一番最初に人権というものが、我々のガイドラインでも 1 ページに入っていますということを申し上げましたけども、1 ページの表現をご覧頂きますと、ここの部分で環境社会配慮とは、自然のみならず非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重を含む、社会面を含む環境に配慮することをいう、そういう定義をしていますので、ここの JBIC のガイドラインの環境社会配慮という言葉には人権というものが入っているということが、ここで定義されているというのが、一つ我々の思いとしてあるというのが 1 点。

もう一つは、それをじゃあ、第 2 部において、もう一度、なぜ書きたくないか。書きたくないとまで申し上げていませんけども、書かないかという点については、ご指摘頂いた OECD のコモンアプローチは、検討する、我々のガイドラインで言うところの検討する影響のスコープに人権というのを言っているんですけども、じゃあ、それをもって人権について何をすべきかということは、これ人権に限らず、自然環境でも社会環境でもそうですけ

れども、全て、参照する国際基準に飛ばしているんですね。なので、具体的に何をすべきかということを書いてないと。我々のガイドラインは、そこについて言うと、この検討する影響のスコープは、むしろ具体的に何をすべきかという内容として書き下しているの、ここに人権という広いものを入れた場合に、どこまで何をしたいのかが、ちょっと分からなくなってしまうという、そういう実務的なポイントがございます。

これは先ほど、稲葉が申し上げました FAQ に書いてあることと精神と同じなんですけども、例えば、田辺さんが先ほどおっしゃった表現の自由とか、あるいは人権の中でも環境権みたいなものを主張されたときに、事業実施主体の方が、実際に何を出来るかとかということ、考えなければいけないことになると、どこまで何を出来るかちょっと分からない。まさにそういうこともあって、恐らく OECD の中で、引き続き議論されているということもあると思いますので、そういう観点から、少し入れるのを躊躇している、そういう背景もございます。

【司会】

はい、続いてお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

日本貿易保険の佐藤でございます。もう1点だけ、ちょっとその関係のところでは補足だけなんですけれども、今、松原さんのほうで仰られたようなところで、検討する影響のスコープのところ、列記してあるところの中に、人権っていうところを入れてしまうと、既に実際に、ジェンダーだとか、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症、労働環境うんぬんっていうところは、既に人権を含んでいるところで、ここに入れるっていうこと自体が、平仄として、あまり合っていないのかなというところがあって、入れるのであれば、もっと具体的なものが、多分、入るべきなんだろうというところがあります。そこに、やっぱり漠とした人権というのを入れてしまうのは、今の時点ではそぐわないかなというところできているところがございます。

【国際協力銀行 稲葉】

もう1点補足でございますけれども、OECD の環境コモンアプローチのパラグラフ4に、「各 ECA は、特にプロジェクトおよび既存ファシリティにより人権がリスクにさらされる影響の可能性がある場合には、人権の保護と配慮を奨励することとする」という規定があります。これは、配慮しろというんじゃなくて、配慮を奨励するという、あえて should encourage という規定になっていることにも、OECD の中での議論の難しさが現れているのかなというふうに考えています。こういう点も配慮しながら考えていかなきゃいけないのかなというのが、我々の問題意識です。

【司会】

はい、ありがとうございました。はい、ではお願いします。

【JACSES 田辺様】

先ほど、稲葉さんから頂いた、これがギリギリ出来る検討ラインかなという点と、とはいえ、それをやったときに、今ある書きぶりで、せっかく具体的な問題意識をここで述べているので、それを無理に削除しちゃうっていうのは、それはそれで問題あるなという、ちょっと、私も難しさは理解しています。あと、もう一つ、これ以外の規定として、他の ECA の実施状況ということで、特にこれに関して、もし、他の ECA がどういう人権規定を持っているかというところは、比較検討されたのかなというところはありまして、もし、そういうのがあればご紹介頂ければと思います。

【司会】

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。はい、お願いします。

【国際協力銀行 大島】

他の ECA のガイドラインへの反映状況なんですけども、基本的には人権についての記載をしている ECA というのは EDC をのぞいて見つけることができなかったということがございます。EDC は国として、人権に配慮し尊重して、行動をしていきたいと思いますということをやっているらしく、そこから、文言を引っぱってくる形で、人権に関する規定を行っているということがございます。その他の ECA については人権に関する規定は見当たりませんでした。

【司会】

はい、ありがとうございました。他にコメント、ご質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。お二人同時に。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワークの川上です。書くか書かないか、人権っていうのが、ボヤってしているから書きづらいついていうようなご返答だったと思ったんですけども、そういう意味では、個別のものが並んでいるので、それも人権という観点から、さっきの OECD のガイドラインも、そういう観点、人権と言いながら、実は中身では統治権の話をしたり、強制移住の話をしたり、労働権の話をしたりしてるんですよ、実際は。それを広く引いてみて、人権という位置づけで見直すっていうか、そういう位置づけに。それだけじゃないんですよ。それだけじゃないんですけども、そういう位置づけで見直して、それを尊重しないと駄目ですよっていう共通理解みたいなこともあるので。言葉だけっちゃ、言葉だけ、そ

れぞれはどうなんですかというご返答は確かに、そうかなという面はあるんですが。位置づけとして、そういう認識で、この問題を取り扱っているんですよと、環境が環境として悪化しているだけではなくて、そこに人が絡んでいて、その権利を侵害しているという問題なんですよという捉え方で認識してますよ、文化遺産が、文化遺産が壊れてるっていうだけではなくて、その文化が非常に重要だと思っていて、民族が内外で、その権利を侵されているんですよというふうに理解しましょうね、そういう意味で人権という文言を入れることが意味があるのかなというふうに私は理解してるんですよ。

だからもちろん、強制移住はもちろん、強制移住大変なことだし、すごいことだけでも、それは権利として、先住民の場合特に、そういうのは、もう FPIC しないと駄目ですって決まってて、それは国際的にも認められている権利ですねっていう意味では人権という言い方をしてるということもあるので、そういう意味で、結構、言葉は重要。認識の仕方を規定するようなこともあるので、お題目的にも重要なんですけども、視点という意味で、そういう視点が入っているということで、入れるという意味付けもあるかなと。スコープの中にももちろん、結果的に、じゃあ、それ何が違うんですかっていう話があるかもしれないんですけど、そういう認識で JBIC はこれを書いていますという意味表明、分かりませんがね、そういうことも、意味付けとしてはあるんだと私は思うんです。スコープの読み具合ですから。

スコープっていうのは、じゃあ、なんで、そのスコープをやるんですかという意味で、「いや、人権的にこれちょっと問題なんで、スコープに入れてるんです」という説得、説明にも、今まではそういう具体的な被害はありますねという感じで出てきてるんだけど、いや、それ被害のみならず、人権的にも問題なんですよっていう位置づけでスコープに入れるんですよっていう説明で、文言を入れる。だから、書きぶりとしては、これこれこれとあって、という人権的な話をスコープにしたいっていう書きぶりになるわけで。人権っていうのは、個別に何かを作るというより、ただ、入っていないもの、今までに入っていないものについては、そこに入れ込む、あるいは具体的な面で、本当は書いたほうが、人権って書いたほうが、何か増えるっていうわけじゃなければ、あんまり意味がないので。本当は人権があって、視点としては人権なんだけど、具体的にはこれこれ、これこれですよっていう書きぶりがいいなとは、コメントとしてはそう。

だから、本当に、その前文だけっていうのは、ちょっと、それではなかなかさみしいなという気はしていて、スコープのところ、どうガイドラインの中身に入れ込むかというのは、ぜひ、曖昧だからというだけではなしに、もう少し検討して頂けないかなとは思っています。というのがコメントです。

【司会】

はい、ありがとうございます。大丈夫ですか、はい。では、お願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

稲葉ですけれども、今の点について、繰り返しになりますけれども、やはり一つの目線というのは、OECDのコモンアプローチになります。コモンアプローチ以上でも以下でもないということに尽きるのかなと。仮に、人権という言葉は何らか入れたとしても、その詳細については、基準だとか、審査ツールについては、まさに繰り返しになりますが、OECDの中で議論されているわけなので、そのこのところは、どうしてもそういう書き方にしかない中で、そういう他の項目はある程度、中身が伴っているんだけど、具体的にどういふことをやるかというのが伴っているんだけど、この人権、それからあと、次以降の項番に出てくる地球温暖化ガスのところについては、まさにOECDの中で詳細設計が議論されている中で、その結果を待たなきゃいけないということまで説明をしなければいけないのかなと。そうすると、先ほど松原が申し上げた点で言うところの、第2部のところの他の項目と比べると、ちょっとアンバランスで、その2項目だけは、項目としては入っているけれども、詳細は今、議論中なので、将来決まったら導入しますよみたいな、ちょっと書き方が不自然っていうか、他の項目との平仄が取れないのかなというのを、私としてはちょっと、懸念しているところなんですけども。

繰り返しになりますけれども、OECDのコモンアプローチの、先ほどのパラグラフ10にあるような記述、プロジェクトに関連する人権っていうことで、例示が労働環境だとか、地域社会の衛生、安全、保安、非自発的住民移転、先住民族、文化遺産および『強制労働、児童労働、生命に関わる労働安全、衛生などのプロジェクトに関する人権』っていう、これもまさに例示をした書き方になってるんですね。となると、今のガイドラインの13ページにある「検討する影響の範囲」の書き方ともある意味、似たような書き方になっている、例示を上げた形になっている。ただその繰り返しになりますけれども、その基準とか、審査のツールというのが、まだ決まってない中で、そこについては、今後のOECDの議論を踏まえて、考えていくというようなことを、今の時点ではそこまでは書けない、我々も、全く人権とかを無視するつもりはなくて、ここで、今のところでも、ちゃんといわゆる人権に該当するような事象というのは上げさせて頂いてるし、繰り返しになりますけど、冒頭の前書きのところでも人権には配慮するというようなことを、一番最初に言っているということをおわせもって、今の時点では、なかなか、さっき言ったようなOECDの中の議論を踏まえると、書けることが限られてしまうのかなというのが、頭の痛いところというところでございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。お願いします。

【FoEJapan 小野寺様】

FoEJapanの小野寺と申します。よろしく申し上げます。前回、私の、このガイドライン

の改訂に関しまして参加してなかったものですから、背景とか、よく存じてませんで、今、いろいろとやり取りを、ご説明を伺っていて、人権が具体的に、そのスコープの中に具体例として反映されているという点で、とても参考になりました。1点だけ、私たち NGO のほうで、新しく人権という言葉を加えてくれというわけではなくて、既に人権という言葉がガイドラインに言及されておりますし、ここでのポイントは、そのコモンアプローチのほうでは、人権とその具体的な例との間が、はっきりとリンクしてつながった文面で書かれているわけですね。そういったことで、むしろ、そのスコープの中に書かれている若干、川上さんが仰られていることと繰り返しにはなりますが、その書かれているスコープの内容が、そのエレメントのいくつかは、具体的に人権に関わるものであるという扉1ページ目の人権を具体化したものであるということが分かるリンクを、そこで、スコープの中の表現に加えていって頂けたらということでございます。その辺のリンクを入れて頂くということで検討して頂ければというふうに思います。

【司会】 はい、ありがとうございました。続いてのコメントですけれども、JBIC/NEXI のほうからはいかがでしょうか。

【FoEJapan 小野寺様】

付け足しさせていただきますと、コモンアプローチのほうでは Project related human rights ということで、具体的な例示を導入してますので、その Project related human rights といったものを、スコープの中に反映させて頂くのがよいのかなというふうには思います。

【司会】

はい、ではお願いします。

【国際協力銀行 松原】

JBIC 松原です。今、おっしゃったことの確認ですけれども、コモンアプローチ上は、書き方、社会的影響の中に非自発的住民移転、先住民族、文化遺産があって、プラスそれに加えて、Project related human rights があると、その例示として上げられているのが強制労働、児童労働、あと生命を脅かすような健康や安全に対してのオキペーショナルなシチュエーションって書いてありますけども、その三つが例示されているということなんです。そういうような併記の仕方、これがちょっと適切なのかどうかというのは、別途あるかもしれませんが。そういうことをご提案頂いているということですか。

【FoEJapan 小野寺様】

こちらのほうでも、各いろいろと細かく文面を検討できたわけではないので、仰られた内容が一つの、今、松原さんが仰られた方法っていうのは、一つあり得るかなというふう

に思います。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

関連するんで。川上ですけども。要するに、Project related human rights impacts の例示している中身が、はっきり、先ほど言われてたのでは、評価する中身を議論しているから、ここところが特に、はっきりしないから、これは入れにくいよということなんです。私、それはそうであれば、私はどっちかと言うと、これは、もちろん重要なんですよ。強制労働、チャイルド、児童労働も、こんな大問題なんで、これはなんとかしなきゃいけない、当然なんですけども。私の、今さっきのコメントはどっちかって言うと、ここではコモンアプローチ、ソーシャルインパクトの方に書いてますけど、このソーシャルインパクトって land acquisition だって Involuntary resettlement だって人権問題ですよっていうお話をしてるんですね。それは、別に、これだけがコモンアプローチ全体をちゃんと読んでないんですけど、OECD でそんなに議論は多分、してなくて。分かりませんが。ソーシャルインパクトは、もちろんソーシャルインパクトなんだけど、これも人権という問題には当然入ってくるというスコープで人権は捉えていると思いますんで、それはでも、JBIC 的にはそういう文言が、ちょっとでもコモンアプローチに書いてあればいいんだけど、それが見当たらないと難しいって、そういう話をされているんでしょうかね。そういうことですか。

認識自体はよろしいんでしょうかね。つまり、私がお聞きしているのは、一つは land acquisition とか、Involuntary resident という話は人権の話ですよってのは合意はして頂いているのかなと思うんですけども。が、1点と、それがもし、合意していたとしても、ガイドラインに書くには、人権ですよとこれを、人権問題ですよと書くには、コモンアプローチで何らかそういう文言が示されていないと書きづらいというお答えなのでしょうか。この Human rights impacts の後ろのところは、取りあえず、今は、忘れて頂いて。もう、もちろん、それは重要なんですよ。そこも当然、重要なんですけども、それ以外のところも Human rights の一種ですよと私は思っているわけですよ。これは、なぜ、こういうふうに書いているのが不思議なぐらいだ。Project related human rights impacts って、なんで Involuntary resettlement が入っていないのが不思議だなと思うぐらいなんで、なんで、こんなことを言ってるのっていう、どっちかって言うと、コモンアプローチのこの文言に文句言ってるっていう感じなんです。そこは、合意してもらうのかなと。合意した上で、けども、こう書いてないので、書きづらいですっていうお答えなんだろうかっていう、ちょっと聞きたいなと。

【司会】

はい、お願いします。お願いします。2人から。どちらから。

【国際協力銀行 松原】

JBIC 松原です。先ほど、私がお質問させて頂いたのも、まさに、そういう観点からです。コモンアプローチの書き方っていうのは、人権っていうのは、この一部だけですよっていう書き方になっている、そういうご趣旨でしょうかということでお伺いしたんですね。この今の、前に座っているメンバーで、特にその点について議論したことはないですけども、一般論として土地の取得であったり、非自発的住民移転っていうのが、人権に関する問題、これは仰る通りなんだろうと思います。ただ、我々が申し上げているのは、それが人権ではないので、ガイドラインに書きたくないですということを申し上げてるわけではないということが一つと、あとは、コモンアプローチに書いてないと書けないかっていう、そこはリンクはなくて、先ほど稲葉から申し上げたのは、そういう人権については、いろんな議論の途中であるとか、あるいはそれ自体が、どういう概念まで、包摂するのが、必ずしも明らかでないということもあるので、書くとすればコモンアプローチの流れで書くっていうのがあるのかなという、そういうご提案をさせて頂いたということですね。

なので、コモンアプローチに書いてないとこういうふうには書いてないと書けませんっていうことではない。むしろ、人権という文言をどう入れるかということの中で議論させて頂いて。

【国際協力銀行 稲葉】

補足させて頂きますと、繰り返しになるんですけども、我々として、ギリギリ出来ることは何か、また産業界の方からもイコール・フットィングを確保してほしいという強いご要望を頂いている中で、ギリギリバランスが取れる選択肢は何かと、ツラツラと考えると、この先ほど来ご紹介している OECD のコモンアプローチのパラグラフ 10 の文言をもつてくることぐらいしかできないのかなというのが、正直なところでございます。

【日本貿易保険 佐藤】

NEXI の佐藤でございます。先ほど、川上さんのお質問の正面からの回答になっているかどうかっていうのは、ちょっと自信がないんですが、OECD の議論の中で、Project related human rights っていうところが、Working condition とか、Involuntary resettlement だとか、そういったものが含まれているのか否かっていうことなんですけども。全体的なものももちろん、その考え方としては、この Human rights に入っているんですが、特に非自発的住民移転だとか先住民族だとかっていったものは、世銀だとかの中で、ずっと昔から扱われてきているものなので、比較的、その評価の仕方だとかっていうことが分かっているっていうことがあります。これに関しての細かい議論っていうのは、あまり行われていないんじゃないかというふうに認識しておりますが。他方でこちらの方に、Project related っ書いてあるようなところっていうのは、比較的新しいところっていうことで、この辺のやり方をやっていかなきゃいけないっていうことがあるので、こういうふうには書かれてい

るという可能性があるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございました。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

じゃあ、返答らしきもので。川上ですけども。

【司会】

はい、お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

そういうことは同じような理解なので、そこは分かりましたということなんですけども。このワーディングが、project related で、なんでこういうワーディングしちゃったのかなという感じは、私は印象としては受けてしまって。新しく出てきた問題だという意味でも書いてる感じはして。さっきも言いました OECD のガイドラインの、多国籍企業のガイドラインももともとはラギーレポートっていうのが、結構有名なのが、国連の人権なんかが出てきて、ビジネスと人権のガイドラインみたいな、ガイドラインって、そういう結構、権威あるものとして、そこから OECD の多国籍ガイドラインが出てきてますんで、そこでビジネスと人権の関係性について議論を、そこは整備されてきていると思うんですよ。その中には、もう、結構、いろんなものが入ってきているので。ただ、先住民だけはなんか抜けちゃっているんで、そこを入れると、大体網羅できてるっていう、私は認識なんですね。

なので、人権って言ったときには、結構、いろんなものが全部入ってくるっていうのが通常的理解だと思っていて、それは別にコモンアプローチでも同じで、ただ、あえてここに Project related human rights って付けたのは、これを例示したいからなのかしらっていうぐらいの感じの印象なんです。なんで、ここにリンクしたのが不思議なんですけど。なので、もちろん参照できそうなのは、このパラグラフ 10 でしたっけ。なのであればしようがないんですけども、ラギーレポートぐらいから読んでいけば、何の問題もなくこれは人権の話と、Project related してればですね。もちろんプロジェクトと関係ない、どこかの同じ国のどこか、別のどこの話というのではなくて、もちろんプロジェクトに関連している land acquisition とかですね。resettlement の話であればもちろん、それは人権問題なんだから Project related human rights ということで、Project related human rights impacts っていうことで、当然入ってこれると思うので、そういうふうに OECD の議論が進んでいると、当然考えられるので、そういう表記はしたらどうですかというのは。この新しいところではなくて、今までのやっている中も、人権という観点で認識できますよねというふうに言っていて、人権って言って、さっき広くなるのではなくて、特定のものを含

めて人権ですよという言い方は可能で、それは結構、重要なんじゃないですかというの
が、コメントです。

新しいとこの、まだよくはっきりしない、Forced labor とか、Child labor の辺りにつ
いては、難しいところであれば、そこはどういう書き方、実際、子どもの権利については
入ってますし、労働のところは、労働衛生でも入ってるのは、ギリギリあれで入っている
のかなという感じです。Life-threatening occupational health and safety も読み込み
方によっても、もう書いてあるとも読めなくもないなみたいなことなので、あまり問題な
いんじゃないかと、書きぶりの的には、どういうふうに入れ込むかだけで、っていうふう
に感じてますけど。

【国際協力銀行 稲葉】

1点なんですけれども、先ほど川上さんから、OECD の議論について納得がいけないとい
うか、書きぶりが理解できないということなんですけど、残念ながら私ども、その OECD の会
議には居ませんでしたので、実際、どういう議論なされた結果、コモンアプローチのこの
文言に収まったかというのは、ちょっと別途確認が必要ではありますが、繰り返
しになりますけど、一応、このコモンアプローチの文言というのが、各国政府が合意した文
言ということでございますので、それを理解できないとか、そういうことで日本だけ変え
た解釈で書いてしまうというのは、ちょっと難しいのかなと。あくまでもこの文言でイコ
ール・フットイングが OECD の加盟国の中では、確保されるということになっていきますので、
そういうイコール・フットイングを確保するとの大前提の下では、やはりこのコモンアプ
プローチのパラグラフ 10 の文言というのが、一つの発射台というか、土台になるのかなと、
そのように考えています。これが納得いく、納得いかない、理解出来るできないは、もう
川上さんの個人のご見解ということで、拝聴させていただきますけれども、だからといって、
これがおかしいから変えろっていうのは、ちょっと乱暴な意見な気がするのです。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

分かりました。

【国際協力銀行 稲葉】

繰り返しになりますけど、コモンアプローチのパラグラフ 10 というのが、一応、OECD の
メンバー国みんな、今のところ合意している定義というか、書きぶりになるのかなとい
うことで、これ、すいません、繰り返しになってしまうのですけども、これ以上でもこれ
以下でもないっていうことになってしまうのかなと思っています。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

最後になると思いますけど。もし、じゃあ、これに代わるような、コモンアプローチの

中にそういう文言を見つけられた、「もし、これを使ったらどうですか」という文言があれば、それに乗かって書きかえることは可能ですという理解でよろしいでしょうか。

【司会】

はい、お願いします。

【国際協力銀行 松原】

JBIC 松原ですけど。我々、今、ご提案頂いているのは、第2部の検討する影響のスコップってことなので、ここにどういう文言を入れるのが適切なのかなって観点でご回答させて頂いてるんですね。先ほど来ご紹介している我々のガイドラインの1ページ、前書きって言葉が弱いと思われるかもしれませんが、ここはまさに、我々のガイドラインに対する考え方、経緯、全部、総意を取って述べている場所なので、我々としては重要な場所かなと思ってまして。この1ページに書いてあるのは、先ほど川上さんの問題意識の関係ですと、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重という書き方をしていますので、人権にこれらが含まれるということは明らかにうたっているということ。もう一つ、その次の段落で、このガイドラインというのは環境社会制度全般、および人権に関する国際的な枠組みの中での議論等々の議論を踏まえて策定されたものですということも書いてますし、それらの進展を勘案して、今後も見直すということですので、人権というのが、環境的配慮全般と並んで一つの大きなコンポーネントになっている、また OECD のコモンアプローチとかと並んで、一つのコンポートになってるというのは、ここで言えるのかなと。

JBIC/NEXI のガイドラインで、人権ってというのが重視されているっていうのは、こういったところではきちんとうたわれていて、これを、我々の、ガイドラインってというのは、皆様から、NGO の方からすると JBIC は何を守ってるかっていう観点から見られると思いますけれども、我々としては何を守るべきかっていう観点から見ると、ルールとしてどういうふうにするかっていう視点もありますので、そういう観点からすると、この後、特に第2部っていうところでは、より具体的に、読んで何をやればいいのか分かる。特に、この第2部ってというのは、事業実施主体を守るべきポイントを列挙している場所があるので、より明確な具体的な表現にしたいなっていう、そういう観点ですね。繰り返しますけど、人権という言葉がガイドラインの中に載せたくないとか、そういう観点で議論しているわけではないということだけ、繰り返させていただきます。

【司会】

はい、お願いします。

【日本貿易保険 中尾】

すいません。一言だけ追加させてください。NEXI の中尾でございますけれども。まさに JBIC の前書きのところ、その環境という、私どもは環境という言葉の中で、これも経緯はいろいろあるんだと思いますが、人権の尊重、その他社会面を含む環境ということで、環境という言葉の Definition を多少、人権も含む形として拡張しております。それに基づいて、13 ページの記述というのも、環境への影響はというところで社会面の配慮、社会的関心事項も含めた形ということで書いてあるというような、今、整理になっているのかなと思ひまして、その意味で、前文等のリンクというのは、ある程度できているのかなと考えられます。

【司会】

はい、ありがとうございました。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

質問で。コモンアプローチの中にそれ、使えそうな文言が他にあれば、可能性があるのでしょうかという質問したんですけども。

【司会】

はい、ご回答はいかがでしょうか。

【国際協力銀行 稲葉】

私どもの理解では、環境コモンアプローチで、この人権関係の定義的な記載があるのは、ここのパラグラフ 10 のところだけかなと思っております。もし他にあるのであれば、教えて頂きたいと思うんですが、ありますでしょうか。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

これから。

【国際協力銀行 稲葉】

ああ、そうですか。

【司会】

はい、ありがとうございました。あと、時間を少し超過しております。27、28 追加のコメント等なければ、今回。

【国際協力銀行 大島】

よろしいでしょうか。JBIC 大島でございます。冒頭、田辺様からのご説明で、要は IFC

と赤道原則を採択してる民間金融機関の方が、若干進んでいるんじゃないかというようなご意見があったと思うんですけども、ご承知の通り、IFCは自分たちのガイドラインであるパフォーマンススタンダードを採択していると。民間銀行も赤道原則適用案件については、参照基準としてこのパフォーマンススタンダードを適用しております。一方で、私どもの場合は、IFCのパフォーマンススタンダードとセーフガードポリシー、世銀のですね。両方の基準があるわけなんですけれども、仰られる通り、セーフガードポリシーというのは、パフォーマンススタンダードより若干、人権面で劣後してるんですね。では、我々はセーフガードポリシー適用案件において、人権面、劣後したものを使ってやってるか、と、決してそういうわけではなくて、そこは、パフォーマンススタンダードとのギャップを埋めるべく、同等の基準を用いてレビューをさせて頂いてるということで点、ちょっとコメントというか、補足させていただきます。

【司会】

はい、じゃあ、追加のコメントではい、お願いします。

【JACSES 田辺様】

赤道原則の理解なんですけど、もちろん赤道原則はパフォーマンススタンダード参照することになってるんですが、それ以外の項目として人権デューディリジェンスを行うということが、赤道原則の中に書かれていて、それはラギーレポートに基づいてやるんだということが、書かれているというふうに理解して。そこを今、冒頭述べたという感じです。

【司会】

はい、ありがとうございました。では、JBIC/NEXIのほうから追加で、次回以降の連絡とかは。

【国際協力銀行 稲葉】

次回でございますけれども、来週、8月の7日木曜日開催を予定しております。時間は2時からでございます。その後、お盆も挟みまして、8月の28日木曜日、同じく2時からということで予定をさせて頂いております。できればそれまでに、最後の項番まで済ませたいなと思っておるんですけども、念のため予備ということで、9月の3日水曜日、これも、念のためこの会場、2時からということで押さえさせて頂いておりますので、間、お盆を挟む関係で3週間空いてしまいますけども、次回、来週の後、3週間空いてしまいますけども、ご予約のほうよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【司会】

はい、ありがとうございました。では、第6回会合、これにて閉会とさせていただきます。
本日はご参加ありがとうございました。

(了)